

賓日館における撮影利用規定

NPO 法人 二見浦・賓日館の会

(平成 31 年 3 月 1 日施行)

賓日館は国指定重要文化財建造物であり、また庭園も国指定名勝「二見浦」の一部とされ、後世に残していかなければならない大切な建物・庭園です。したがって適切な維持管理と計画的な修復保存が必要とされます。撮影利用者は文化財であることを十分に認識し、また公共の場における社会的通念上のルールやマナーをお守りいただき、誰もが快く賓日館を利用できるようご協力をお願いします。

(賓日館における撮影利用)

賓日館建物および庭園内における静止画および動画撮影目的での利用は事前に管理者である NPO 法人二見浦・賓日館の会（以下管理者）が内容承認の上、撮影を許可します。撮影目的で利用される場合はプロアマ問わず撮影料（別紙参照）をいただきます。

(撮影利用制限)

撮影利用は一日一組を原則とし、全業者への公平性を保つため、同一業者の利用はひと月 2 件までとします。

(撮影利用時間)

撮影利用時間は機材搬入搬出を含め午前 9 時から午後 5 時以内とし、午後 4 時に必ず撮影を完了してください。休館日は原則として終日撮影利用不可です。

(撮影利用許可申請)

撮影目的で利用する場合には「撮影利用許可申請書」の事前提出が必要です。申請書は利用日の 6 か月前から受付を開始し、2 週間前までの提出を原則とします。申請書を提出する際には「利用者心得」ほか注意事項に必ず同意いただくことが条件となります。また申請書以外に管理者が求める書類がある場合は、管理者の指示に従って必ず提出してください。

(撮影利用責任者)

撮影利用責任者は文化財利用についての十分な理解と現場での管理および慎重な対応を行える者とし、撮影に関わるすべての関係者への周知義務および監督責任と撮影利用に関する一斉の責任を負うものとします。また利用によって生じたお客様等第三者に対するトラブル（著作権、肖像権侵害等含む）において管理者は一切責任を負いません。利用責任者がすべての責任をもって対応してください。

(撮影利用の許可)

管理者が「撮影利用許可申請書」を受理し、その許可をもって、申請内容での撮影利用のみ可能となります。この権利を第三者へ転貸または譲渡することはできません。例外を除き、

申請書提出後 1 週間以内に許可の可否を連絡します。

(撮影利用の不許可)

利用内容が文化財を利用する上で不適切、または一般来館者の見学に支障があると管理者が判断した場合は撮影利用許可申請を却下します。

(撮影に伴う部屋利用)

撮影に伴い部屋を利用する場合（婚礼の式もこの場合に該当）、撮影利用日の 6 か月前から 2 週間前までに「賓日館利用許可申請書」の提出が別途必要となります。管理者が撮影利用許可申請書を受理し、その許可をもって、部屋利用が確定となります。この権利を第三者へ転貸または譲渡することはできません。同日複数の申請がある場合は申請書の提出順が優先されます。

(撮影利用のキャンセル)

撮影利用のキャンセルは利用日の 2 週間前までを期限とし、その期限を守らずキャンセルした場合は当該利用日より 6 か月間撮影利用を認めません。ただし天候や病気等のやむを得ない理由がある場合等は管理者協議のもと管理者の方で対応の判断をします。

撮影に伴う部屋利用についてもキャンセルは 2 週間前までとし、上記内容を適用します。

(撮影利用の取り消し)

次項にあげる違反行為が判明した場合、又災害等により利用に危険を生じる場合は撮影利用およびその予約を管理者の判断で取り消すことがあります。

(違反行為)

以下の行為を行った場合、発覚した時点で撮影を停止し、退館をお願いすることがあります。また今後の一切の利用を禁止する場合があります。

- ・ 同一業者が偽って利用制限を破る行為
- ・ 申請書および添付書類等の内容と異なる撮影行為
- ・ 「利用者心得」ほか注意事項に違反する行為
- ・ 管理者の指示に従わない行為
- ・ 賓日館の雰囲気著しく損なう行為もしくは損なうおそれのある行為ほか、利用する上で著しく不適切と管理者が判断する行為

(撮影利用後)

利用を終えた際には必ず清掃を行い、館内の現状復帰に努め、管理者の点検を受けてください。利用により汚損・き損をした場合はそのすべての損害を賠償していただきます。利用時に汚損・き損の申し出がなく、後日発覚した場合は賠償の上、同一業者および個人の今後の撮影利用を一切禁止します。

補則

(撮影利用許可申請に必要な提出書類)

撮影目的で利用する場合には以下書類の事前提出が必要です。(平成 31 年 3 月 1 日)

- ・ 撮影利用許可申請書
- ・ 撮影計画書
- ・ 誓約書